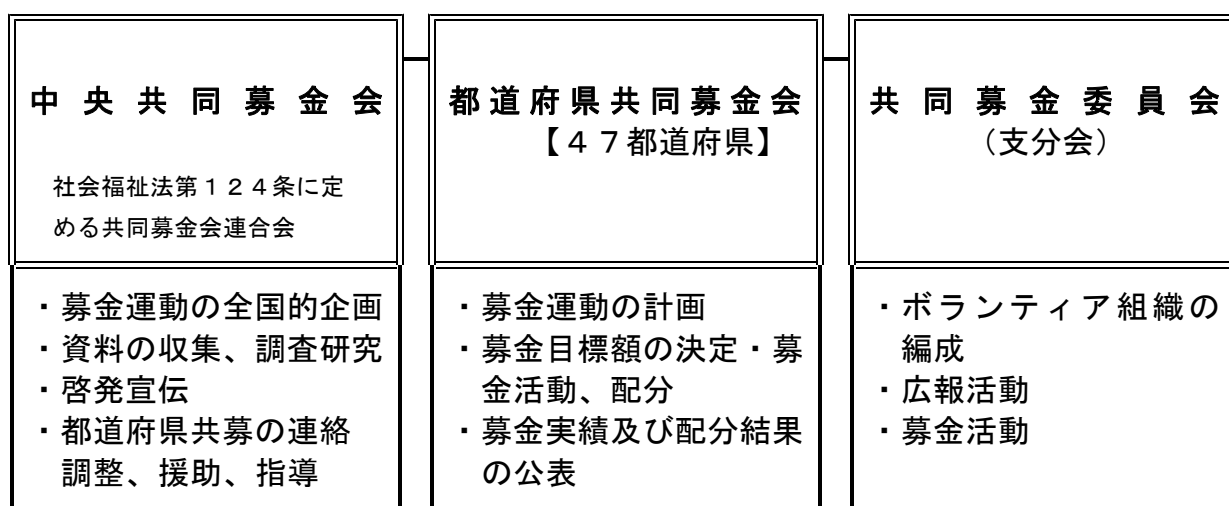


共同募金の概要

1 目的

共同募金とは、都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営業者（国及び地方公共団体を除く。）に配分することを目的とする事業である。（社会福祉法第112条）

2 組織の概要



- 中央共同募金会は、各都道府県共同募金会の連合会として、連絡調整等を行っている。（社会福祉法124条）
- 各都道府県共同募金会は、社会福祉法人組織として、都道府県内の共同募金運動の実施主体の役割を果たしている。
- 各都道府県共同募金会には、共同募金事業の公正性を担保するため、「配分委員会」が設置されており、配分委員会の承認なしには、その年の募金目標額や配分計画を策定することができず、集められた寄附金の配分を行うこともできない。
- 各都道府県共同募金会には、市町村ごとに内部組織（共同募金委員会）が置かれ、自治会・町内会等の協力の下、募金活動を実施している。

3 助成

- 各都道府県共同募金会において、配分委員会の承認に基づいて、地域福祉の推進を図るための社会福祉活動等を実施している団体に助成を行っており、犯罪被害者団体への助成を行った実績もある。

4 犯罪被害者団体（事業）への助成実績

平成18年度	7団体（事業）	1,010千円
平成19年度	8団体（事業）	2,320千円
平成20年度	11団体（事業）	4,240千円

